

## 就学援助制度のお知らせ

### ◎就学援助制度とは

教育委員会では、経済的な理由によって、学校または学園の費用にお困りの保護者に対し、その一部を援助しています。

### ◎援助の内容

学用品費・通学用品費（小・中学校の第1学年を除く）・校外活動費・修学旅行費  
入学準備金（小・中学校第1学年の4月申請者のみ）・給食費・医療費・日本赤十字振興センター掛金

医療費の支給対象となる病気は、う歯（むし歯）・慢性副鼻腔炎（ちくのう症）・アデノイド・中耳炎・結膜炎・トラコーマ・はくせん（水虫、たむし、しらくも等）・かいせん・のうかしん（とびひ）・寄生虫病。これらの病気の指摘があった場合は、学校へ申し出て、医療券をもらって治療してください。申請者と児童のマイナンバーが必要です。

### ◎申請手続き及び期日

※この申請は毎年必要です。前年度認定された方で、引き続き援助を希望される方も申請が必要です。

- ① 申請される方は、4月末日までに学校の担任又は、教育委員会へ申請してください。（5月以降も随時受付をしていますが、申請された翌月からの支給になります。）
- ② 所得審査がありますので、所得の申告を必ず済ませておいてください。（申告を済ませていない方については認定できません。）ただし、他市町村から転入された方は今年度の所得証明書（6月1日以降発行分）又は、源泉徴収票などが必要です。
- ③ 小学生と中学生に兄弟姉妹のいる家庭は、『小学校・義務教育学校前期課程用』と『中学校・義務教育後期課程用』のそれぞれに書いて申請してください。
- ④ 生活保護家庭については、対象経費が支給されているため、申請できません。

### ◎援助の認定

申請された方については、学校または学園長の助言を得て教育委員会が審査をし、実態に即して決定します。

### ◎援助費の支払方法

認定された方については、給食の回数や学校行事の出欠など援助費の決定に必要な事項について、学校へ確認の上、後日認定兼支給振込通知書を送り、就学援助費を年3回振り込みます。**ただし、やむをえず学校納付金に未納が生じた場合は、就学援助費は学校長を経由して支給されます。**入学準備金・通学用品費については原則保護者振込です。

お問合せ先 和泉市教育委員会指導室学務グループ TEL：0725-41-1551（内線 1549）